

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和5年9月6日（水曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後0時24分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加藤 茂樹 委 員 水口 誠 雲坂 衛 魚崎 勇 足立 考史 太田 縁 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	金田 靖典		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	<p>【水道局】</p> 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 次長兼給水維持課長 中村 賢司 総務課課長補佐 長石 和久 給水維持課課長補佐 桑村 紀幸 総務課総務係長 山本 信二 総務課財務係主幹 竹田美智子 経営企画課長 青木 達矢 経営企画課課長補佐 横原 慎吾 経営企画課広報係長 前田 恵一 資産管理課長 大島 徳明 資産管理課課長補佐 太田 憲男 料 金 課 長 八木谷義人 料金課課長補佐 佐々木 基 工 務 課 長 谷口 洋一 工務課課長補佐 余悟 純生 浄 水 課 長 楮原 昌宏 浄水課水質検査室長 西本 道則 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 木本 裕治 西地域水道事務所長 小谷 淳 南地域水道事務所長補佐 川口 英司 西地域水道事務所長補佐 末石 匡昭 <p>【下水道部】</p> 下 水 道 部 長 坂本 宏仁 次長兼下水道企画課長 山根 陽一 下水道企画課課長補佐 藤田 浩一 下水道企画課主査 湯谷 真裕 下水道企画課下水道管理室長 松尾 一繁 下水道企画課下水道管理室主査 田中 裕史 次長兼下水道経営課長 戸田 昭弘 下水道経営課課長補佐 本村 裕司 次長兼下水道建設課長 河田 耕一 下水道建設課課長補佐 岸本 直章 下水道建設課主査 黒井 広成 下水道建設課建設第二係長 萩 義紀		

	<p>【都市整備部】</p> <p>都市整備部長 岡 和弘 次長兼都市企画課長 牧野 隆史 都市企画課課長補佐 雁長 徹 交通政策課長 小森 毅彦 交通政策課課長補佐 宮谷 卓志 まちなか未来創造課長 筒井 真二 まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔 都市環境課長 徳田 剛 都市環境課課長補佐 藪下 昇 次長兼道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 和人 次長兼建築指導課長 太田 忠孝 建築指導課参事 米原 和昭 建築指導課課長補佐 宮部 将 建築住宅課長 森田 健 建築住宅課課長補佐 田渕 聡 建築住宅課課長補佐 山崎 修 鳥取南地域工事事務所長 山田 泰弘 鳥取西地域工事事務所長 守山 信敏</p>
傍 聴 者	2人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【水道局】

◆勝田鮮二委員長 ただいまから、建設水道委員会を開催いたします。

まず、本日の日程でございますが、最初に、水道局から報告を受け、その後、下水道部の報告、都市整備部の議案説明、報告と進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、水道事業管理者に挨拶いただいた後、報告に入りたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

○武田行雄水道事業管理者 おはようございます。

水道事業管理者の武田といいます。よろしくお願いいたします。今、勝田委員長のほうから御案内がありましたように、本日は議案ではございませんけども、台風7号によります被災状況につきまして、先般の全員協議会で、ざっとした説明をさせていただいておりますが、もう少し詳しい状況を、改めてこの建設水道委員会の委員の皆さんに御報告申し上げたいと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 それでは、報告の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。

まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にもお願いいたします。

令和5年台風第7号による水道施設の被災状況について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、令和5年台風第7号による水道施設の被災状況についてを説明ください。中村次長。

○中村賢司次長兼給水維持課長 次長兼給水維持課長の中村です。よろしくお願いたします。

それでは、令和5年台風第7号による水道施設の被災状況について報告いたします。

1、被災状況ですが、令和5年台風第7号に伴う大雨の影響によりまして、多くの水道施設が被災しました。特に被害が集中した河原町及び佐治町では、道路の崩落や土砂崩れにより、埋設してある水道管が破損したことでありますとか、長時間にわたる停電で、取水ポンプ・送水ポンプなどの設備が停止したことに伴いまして、合計で558戸の断水が発生いたしました。

大雨特別警報が発表された8月15日に、複数の水道施設で各集落の配水を賄う配水タンクの水位低下などの異常が確認されて以降、被災し、破損した箇所への修繕及び応急復旧工事を進めていきました。それに伴いまして、8月22日に、全地域の断水を解消することができました。また、そのほか、水道水のもとである原水の濁度の上昇などを原因に、濁水も一部地域で発生しておりまして、その濁水への対応も行いました。

1枚めくっていただき、3ページに、資料1として、水道施設被災等に伴う断水状況を添付しております。この表は、今回の台風第7号の影響で被災し、断水が発生した施設を、各行に時系列で表したものです。列ごとに、左から2列目の地区名から右に、被害確認日時、被害状況等、断水状況を意味します給水制限状況、断水戸数、復旧戸数、未復旧戸数、応急給水対応状況、応急復旧対応状況を記しております。

この資料1の表の着色していない行の1行目、河原町の中井・小畑・牛戸・湯谷・棚組地区の施設では、水道管の破損によりまして、合計で108戸が断水しました。その被災状況は、8ページを見ていただきたいのですが、写真のとおり、道路の崩落によりまして、ビニール製の水道管が破損しました。

3ページの資料1にまた戻っていただきたいんですけど、着色していない行の2行目、佐治町の高山・加瀬木地区でも、水道管の破損によりまして、126戸の断水が発生しました。これにつきましては、9ページを見ていただきたいのですが、高山橋の一部が崩落したことによりまして、その橋に添架してある水道管が破損してしまったことによるものです。

また、今度は11ページを見ていただきたいのですが、橋に添架してございます水道管以外でも、その施設の管路という上流側に当たる部分、水源に近い場所で、浄水場に自然流下で下りてくる水道管も、土砂崩れとともに2か所で破損しました。ちなみに、図面の左上の丸の破損箇所は、山の中でありまして、そこへ到達するためには、徒歩で1時間以上を要するというような場所で、破損箇所の調査及び修繕には、困難を極めております。

また、3ページの資料1に戻っていただきまして、3行目の佐治町福園地区では、水道管の破損により、10戸が断水しました。破損状況につきましては、12ページを見ていただきたいのですが、写真のとおり、佐治川に隣接する道路が崩落したことにより、水道管が破損しました。

3ページの資料1にまた戻っていただきまして、4行目の佐治、口佐治地区では、華立浄水場という施設が停電してしまいまして、それに伴い、ポンプなどが復電するまでの約18時間、運転できなくなり、207戸が断水しました。5行目の佐治町余戸地区、6行目のつく谷地区、7行目の河本地区については、それぞれ43戸、41戸、23戸が断水をしました。原因としましては、いずれも高いところに位置する水源地から浄水場まで、自然流下で下りてくる水道管の途

中が、土砂崩れにより破損したことによるものです。詳細につきましては、13ページ～15ページに掲載しております、いずれも破損場所は山の中でありまして、こちらも、破損箇所の特
定でありますとか、修繕に大変苦勞をいたしました。

次に、5ページの資料2、その他水道施設被災状況及び濁水状況を見ていただきたいのですが、まず、上のほうから、その他水道施設被災状況の表を見ていただきまして、先ほどの説明
させていただいた資料1が、台風第7号の影響により断水した施設の一覧であるのに対し、こ
ちらは、断水にはならなかったものの被災を受けた施設を、被害確認した時系列で表したも
のです。施設としては、用瀬町の安蔵・宮原地区の施設、河原町の北村地区の施設、青谷町の桑
原・澄水・楠根地区の施設、佐治町の津無地区の施設と畑地区の施設で、合計5施設が被災し
ました。

そのうち、左端の緑に着色した列の番号で、3の行の青谷町の桑原・澄水・楠根地区の施設
では、原水を取水する河川内の水道管が、砂利などで閉塞してしまいまして取水できなくなり、
集落全体に配水するタンクの水位が低下し、最終的には208戸が断水してしまう状況に直面し
ました。そこで、断水を避けるため、ほかの水道施設から水道水を給水車に給水し、低下し続
ける桑原の配水タンクに水道水を補充する作業を、取水機能が復旧するまでの間、夜を徹して
繰り返し行うことにより、断水は免れることができました。

次に、同じく資料2の下のほうの濁水状況の表では、大雨の影響により、水道水のもととな
る原水が濁ったことにより、水道水の濁水が発生した施設を表しております。濁水が発生した
時系列で表しております、鹿野町の今市・寺内地区、用瀬町の用瀬・別府地区、国府町の荒
舟地区の施設の配水エリアで、水道水の濁水が発生しました。

次に、資料を1枚めくっていただき、資料3の令和5年台風第7号による水道施設被災箇所
全体位置図を御覧ください。これは、特に施設への被災が多かった河原町と佐治町における被
災箇所を全体図として図示したもので、赤字と赤枠で示している箇所が、被災した際に断水を
伴った施設で、8か所になります。また、青字と青枠で表している箇所が、被災した際に断水
を伴わなかった施設で、4か所になります。

最後に、また1ページに戻っていただきまして、中段より下、2の給水活動ですが、断水や
濁水が発生した地区におきましては、佐治町総合支所や自治会と、応急給水箇所の設置箇所につ
いて協議を行い、それぞれに応急給水所を開設し、水道施設が復旧するなど、通常の給水が
可能となるまでの間、給水車や1基当たり1立米の組立て式の給水タンクを設置して、給水を
行いました。

左の写真は、前の部分で、被災した施設の1つとしてお話させていただきました、河原町中
井地区におきまして発生した、道路の崩落による破損した配水管です。写真では分かりづら
いですが、直径15センチのビニール製の管が剪断するような形で破損し、漏水いたしました。ま
た、右下の写真は、佐治町総合支所に開設した応急給水所で、組立て式の給水タンクを使用し
た給水活動の様相となります。以上で、令和5年台風第7号による水道施設の被災状況につ
いて報告を終わります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。太田委員。

◆**太田 縁委員** 太田です。先ほど、被害状況の説明があって、11ページだったと思いますけれども、非常に調査に困難をとという御説明がありました。13ページのほうは、山中であるけれども、苦労したけどということでしたので、そちらのほうは復旧したと。その11ページに対する、高山ですかね、ここは見通しということでしたけれども、復旧がもうできたのでしょうか、調査をしているという御説明だったと思いましたが。でも。

◆**勝田鮮二委員長** 中村次長。

○**中村賢司次長兼給水維持課長** 次長兼給水維持課長、中村です。今回報告をさせていただいた各被災した施設につきましては、仮ではありますけど、応急復旧工事、例えばですけど、10ページの図面を見ていただきますと、この赤色で塗り潰してありますところが破損しているところですけど、そこを山側に迂回するような形で、仮設ではありますけど、配管を組みまして、給水を可能としております。いずれにしましても、今回御報告させていただきました施設については、全部断水は解消して、復旧はしております。

◆**勝田鮮二委員長** 太田委員。

◆**太田 縁委員** 復旧というか、今、水が通るような状況にはなっていると。ただ、元の形に戻すのは、なかなかめどがということでしたので、見通しがあるのかということか、今仮設のままなので、その調査の状況というか。全く見通しが立ってないってことですか。

◆**勝田鮮二委員長** 武田管理者。

○**武田行雄水道事業管理者** この前の議会の答弁でも申し上げましたけど、本格的な復旧は、道路の復旧ができませんと、なかなか我々も僅かに残った、こんな1メートルや1メートル50のところを掘り返すわけにはいきませんので、道路がきっちり直るタイミングに合わせて、ちゃんと設計して、本設といいますか、そういうのをするような予定としております。いつになるかというのは、ちょっと分からないです。

◆**勝田鮮二委員長** 太田委員。

◆**太田 縁委員** その道路のことではなくて、この11ページの山の中のことだけを伺っています。高山は、山の中で、調査も大変できないような状況だったということなので、この山の中に関してだけです。

◆**勝田鮮二委員長** 谷口課長。

○**谷口洋一工務課長** 工務課長の谷口です。先ほどの御質問で、導水管、山の中の復旧の状況、いかななものかなということ御質問いただいたかと思いますが、こちら、山の中の導水管につきましては、同じ材質、もしくは若干現状よりも丈夫な材質で本設を伴う工事をいたしましたので、今後そちらにつきましては、現状問題ないというふうに認識しておりますので、工事としては終了ということ報告させていただきます。

◆**勝田鮮二委員長** 太田委員。

◆**太田 縁委員** 太田です。応急給水拠点を設けるなど、佐治町内で非常に御苦労されているという様子は伺っています。ただ、水道局の方々は、もうしっかりそこまで復旧も、たくさん現場を歩かれて、様々な工事をさせていただいて、大変御苦労をされている様子は見て取れます。

ただ、応急給水拠点から、高齢の方がどうやって水を運んだらいいんだっていうような声が上がっていました。私は、昨日、国土強靱化について質問をしたわけですが、この部分は、ぜひ水道局さんだけではなく、やはり、どこの部局っていうのを、ここでお示しするのはいかがかと思えますけれども、やっぱり、そういう給水に当たるボランティアの人を、どういうふうに配置していくべきなのかとか、まず、その方法ですね、そこからお見せいただいている応急用のタンクがありますね、リュックになってる。あれを背負って、誰かがそのおうちに持っていかないと、その集落ぐらまでは運ばないと、きっと高齢の方というのは、一人で何もできなかったっていうようなお話を聞いています。ですから、本当に水道局の方は、この復旧工事であったり、それから現地の確認だとか、もう一生懸命やっておられるというのは本当に感謝しますし、ただ、市民の方は分からないので、やっぱり水道局に、そこまでじゃあ水が来なかったら困るがなとか、そういう意見もあったのではないかと思います。もし、そういう意見を聞いておられたら、御報告いただきたいんですけども、やっぱり部局横断的に、いつも申し上げますけれども、水道局、せっかく給水タンクを持って上がってくださってる、そこから先をどうするのか。それは、やはり水道局だけでは、これだけの人数でね、そこまでお願いするというのは非常に難しいことだと思いますので、その辺の検討を今後していただけたらというふうに考えておりますけれども、御意見をお聞かせいただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 武田管理者。

○武田行雄水道事業管理者 まず、できるだけ近くのほうまでというふうな話というのは、例えば佐治では、直接私どもは聞いてはございませんけども、鳥取市の安蔵地区ですね、我々の給水区域ではないところがございまして、そこは御自分たちで管理しておられる飲料水の供給施設が破損して、飲料水に困るというふうなことで、SOSが出されました。何とかならんのかちゅうことで、我々もいろいろと、先ほど来説明しておりますように、そこらじゅうに給水車出ておりますので、なかなかそこには持っていく余裕がございませんでして、したがって、じゃあということで、応急給水袋に飲料水を充填しまして、職員が持っていきました。ただ、県道が壊れておりまして、崩れておりまして、村まで行けない状況、通行止めがずっと続いておりましたので。そうは言いながらということで、うちの職員も危ない目をしながら、手提げで、その住民の方々が車で来れるところまで運んだというふうな実態もございまして、その後はなるべく近くのことということで、消火栓に給水栓をつけて、そこで水をくんでください。県道が復旧して、給水車が、例えば先ほどの青谷の桑原のほうの断水が一段落して、給水車が持っていけるようになったので、安蔵に給水車を設置したというふうな状況もございまして。

そうした中で、なるべく近くにというふうなことに併せて、我々も可能な限りの対応はさせていただいたというふうに考えております。ただ、言われますように、中には高齢者の方ですとか、いろんな御事情で、なかなかその水がくみに行けないという人もあろうかと、これは、我々も認識しております。それで、市長部局にも言ったんですけども、水イコール水道局では、ちょっとそれは違うんじゃないかと。要するに、何が言いたいかと申し上げますと、これだけ災害用の備蓄というふうなことで、備蓄水というのを実は、御存じだと思いますけど、このアルミの備蓄水というのは市役所も1万本、現在何本あるものか分かりませんが、備蓄してお

ります。まず、蛇口ひねって水が出なかったら、飲む水はある水を持って行ってくださいよと。あれは500ccのボトルですので、言えば500グラムちょいであります。したがって、そんな重くて持てんちゅうことではないと思う、1本、2本であればですね、そういうこともありますし、それから、市長部局の備蓄担当といいますか、救援物資担当のほうが、そこを、何でも備蓄品は避難場所でないと使ったらいけんことは僕はないと思うんです。困っておられるときは、発想を転換して、それらを地域の代表の方にお届けして配っていただくとか、そういうようなことを、十分、臨機応変に対応できたんじゃないかなという、これは1つの反省点であります。

我々も、なかなか一戸一戸に給水袋を持って行って、水ですっていうふうな、なかなかこれはですね、ちょっとなかなかできないのかなと。やはり自助・共助・公助というふうな、よく言い方はしますので、まず、一番、とにかく極限に水が要るんだというときは、なかなか、そういうその一戸一戸に水を配って回るようなサービスまでは、なかなかちょっと難しいのかなというふうな思いをしております。そうは言いましても、市長部局ともよく話をしながら、状況に応じて、水をどういうふうな形で供給できるのかというのは、今後の課題として受け止めさせていただきたいと思います。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 ありがとうございます。本当に、おっしゃるように、水道局がそれを一人一人に届けるっていうことは、なかなか難しいっていうのは、本当に感じています。ただ、おっしゃるように、市長部局との連携、とのというか、市長部局が、その備蓄水とかをどういうふうに届けるかっていう、もう少し細やかな仕組みづくりを、今後、特にこの中山間に関しては必要だろうかと思います。何度も言いますが、この国土強靱化計画の中には、やはりこの中山間が被災したときってというのが、記載がされていて、ですから、これがそのまま履行されていれば、そういうお困りの声が水道局に届くようなことはなかったのかなというふうに思いますので、水道局は、もう一所懸命頑張っておられる、よく分かります。ただ、そのことによって、市民の目が水道局に向いてしまうってのが少し残念だったなというふうに思いますので、しっかりやっていただいている、あとは連携を取って、市長部局としっかりやっていただけたらというふうに思います。次の計画に、ぜひ盛り込んでいただけたらというふうに思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ意見と要望ということで。そのほかはございますでしょうか。

◆加藤茂樹副委員長 委員長替わります。勝田委員長、どうぞ。

◆勝田鮮二委員長 大変、連日御苦労さまでございました。この5ページの濁水状況の、私が住んでる鹿野町のところ、1番なんですけども、左が今市・寺内と書いてあるんですが、寺内っていったら、私の集落でございまして、私のところは濁っていなかったんですが、鹿野の城下町はかなり広範囲で濁ってるんですけども、ここは記載間違いなのかどうなのか、ちょっと確認したいんですけど。今後の議事録といいますか、残りますので、ちょっとお聞きします。

◆加藤茂樹副委員長 川戸副局長。

○川戸敏幸副局長 副局長の川戸でございます。御指摘いただきましたとおり、ここの部分、記載ミスということでございます。よろしくお願ひします。

◆加藤茂樹副委員長 記載ミスということですが、これ正しいのが分かれば、今、口頭で言ってもらえたら、お願いします。川戸副局長。

○川戸敏幸副局長 この現在記載しております寺内地区につきまして、削除をお願いすることになります。すみません。

◆加藤茂樹副委員長 ちょっとごめんなさい。先ほどの質問で、勝田委員長が、鹿野の城下町もということなんですけど、この寺内を削除して、今市だけっていうのも……。中村次長。

○中村賢司次長兼給水維持課長 次長兼給水維持課長、中村です。鹿野町の今市、寺内は削除をお願いいたしまして、鹿野町も実際濁っておりましたので、記載ミスとして訂正をさせていただきます。鹿野町の鹿野を。

◆加藤茂樹副委員長 鹿野町の鹿野を追加で、今市と鹿野っていうことですね。

○中村賢司次長兼給水維持課長 今市と鹿野ということで修正をさせていただきます。

◆加藤茂樹副委員長 ありがとうございます。勝田委員長。

◆勝田鮮二委員長 それに関連して、8月19日で、一応濁水は解消したということでありまして、給水車も3か所、配置いただきまして、ありがとうございます。

それで、今日の話なんですけど、鹿野学園の給食センターの水が濁っているということを聞きまして、御飯が炊けなくてパンに切り替えているというのを、私の孫から聞きまして、いや、そんなことはないだろうと、19日に解消したってなるとるぞというようなことなんですけど、その辺の状況、これ、教育委員会になるかも分かんないんですけど、水道のことなので、分かる範囲で報告いただければと思うんですが、西地域の水道局が管理されとるのかなとは思いますが、分かる範囲で結構です。中村次長。

○中村賢司次長兼給水維持課長 次長兼給水維持課長の中村です。おっしゃられました給食センターにつきましては、おとついの夕方から夜にかけて、鹿野地域が特に雨量としては多かったのかなとは思いますが、おとついの夕方から夜にかけての大雨で、昨日、給食センターさんのほうから濁ってますということで苦情いただきまして、給水車を持っていかせていただいて、給食センターさんが指定される場所に水を注ぎ込むというような作業を行っております。今日のことをおっしゃられたと思うんですけど、今日のところも苦情が1件入っているというふうに確認させてもらってますので。すみません、昨日、給食センターと、こじか園と、もう1件民間の方からの苦情を受けております。確認をさせていただきますと、昨日の午前中、その濁水の様子を確認してもらいまして、おっしゃられたとおり、午前中、朝早い段階では、若干濁りは発生してまして、数値で、その濁度を、濁り具合を測る計器があるんですけど、それも基準を若干オーバーしてございまして、ただ、見た目では分からない程度の濁りでありまして、それを1時間ごとに定期的に水質を検査していく上で、10時半にはその基準値内に収まりましたので、その時点で、給食センターさんなり、こじか園さんのほうには、給水活動としては終了しております。今日のところは、濁水が発生しているというような苦情はお受けしてないです。

◆加藤茂樹副委員長 勝田委員長。

◆勝田鮮二委員長 教育委員会の管轄なんですけども、給食センターはですね、私はもう、8月

19日に全面的に解消したっていう、このリストになっていますから、そういうことでいたんですが、生徒・児童のほうから、今、御飯が炊けなくて、パンになってんだよっていうのを聞いたものですから、今ちょっとお聞きしました。これで、一応解消はされたというふうに判断したらいいですね。

◆加藤茂樹副委員長 中村次長。

○中村賢司次長兼給水維持課長 次長兼給水維持課長の中村です。今回、台風第7号の被災によりまして濁水した今市・鹿野地区につきましては、表に示しておりますとおり、19日の8時半には、飲んでいただいても問題ない水だということで確認しております。濁水としては解消しております。ただ、昨日、おっしゃられたとおり苦情がありましたので、それは先ほど申し上げたように、おとついの大雨の影響で再び濁ってしまったということになります。以上です。

◆加藤茂樹副委員長 委員長交代します。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、ないようですので、以上で水道局を終了します。執行部の皆様は、退席お願いいたします。

【下水道部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、続いて下水道部に入ります。

まず、下水道部長に挨拶いただいた後、報告に入りたいと思います。坂本部長。

○坂本宏仁下水道部長 おはようございます。下水道部長の坂本です。本日は、下水道部としては、その他の項目といたしまして、令和5年台風7号における下水道部の所管の事業に係る被災状況についてを御報告させていただきます。内容につきましては、佐治町の、域内における農業集落排水施設の被災状況についての現況と今後の取組についてと、もう1点は、全員協議会の中でも、岩永議員のほうに触れられましたが、委託先である環境事業公社のポンプの誤操作によって、浸水被害が起きたので、そちらについての対応状況と今後についてを御報告させていただきます。特に、後段につきましては、委託先の不手際で起きた浸水被害とはいえ、指導監督する立場にあります鳥取市の下水道部といたしましても深く反省をいたしております。現地のその実害を被られた住民さんに対しましては、誠心誠意、率先して、環境事業公社とともに出向いて、謝罪と今後の対応策についての御説明をさせていただいているところです。

これから本格的な台風シーズンも迎えますので、環境事業公社はもとより、ほかの地域の委託先に対しましても水平展開を図って、再発防止の徹底に努めてまいりたいと考えております。

それでは、具体的な内容につきましては、担当課長のほうから、それぞれ説明をさせていただきます。

◆勝田鮮二委員長 それでは、説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部

及び委員の皆様をお願いいたします。

令和5年台風7号における下水道部所管の事業に係る被災状況について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、令和5年台風7号における下水道部所管の事業に係る被災状況についてを説明ください。山根次長。

○**山根陽一次長兼下水道企画課長** 下水道企画課、山根でございます。令和5年台風7号における下水道部所管の事業に係る被災状況について御報告いたします。資料を御覧ください。

まず初めに、1の集落排水施設の被災状況について御報告いたします。（1）の被災状況ですが、令和5年8月15日、台風7号の影響により、気象庁の観測でも、佐治で平年の8月、1か月分の3倍を超えるような総雨量となるなど、過去に例のない豪雨に見舞われました。ここからは資料2の位置図のほうも、併せて御覧ください。

この豪雨により、下水道部が所管する集落排水施設については、佐治川の護岸や国道482号、市道佐治中央線などの道路の崩落により、佐治町を中心に、集落排水施設9か所が被災しました。具体的な箇所は位置図のとおりでございますが、用瀬町の別府から佐治町の中にかけての9か所で、合わせて1キロメートルを超える下水道管が破断・欠損し、マンホールポンプ1基が流出するという大きな被害が発生しております。

（2）の対応状況ですが、被災が判明した施設において、未処理の汚水の河川流出が確認されたため、緊急処置として、8月17日より、固形消毒剤をネットに入れ、流出箇所より上流にある中継槽やマンホールに投入し、簡易消毒を実施しております。また、応急対応として、被災した9か所のうち、現時点で7か所については、仮設下水道管の設置などの応急復旧が完了しております。残りの2か所、位置図で申しますと、②の佐治町古市、⑤の佐治町高山についても、既に応急復旧に着手しており、資材の手配などにめどがついたことから、9月13日の完了の見込みとなっております。

3つ目の今後の予定でございますが、本復旧については、国道・市道等の復旧に併せて、各施設の管理者や上水道など地下埋設物の占有者の間で調整しながら行ってまいります。また、復旧に係る予算につきましても、先ほどの応急復旧に係る費用及び早期に着手する必要のある本復旧に係る費用を、本定例会で追加提案させていただく予定です。今後とも、復旧に必要な費用を適切な時期に予算計上を行い、早期の本復旧に努めたいと考えております。集落排水施設の被災状況については以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 松尾室長。

○**松尾一繁下水道企画課下水道管理室長** それでは、2つ目の南安長地内で発生した浸水被害につきまして説明いたします。

まず、経過についてです。令和5年8月15日の台風7号において、南安長1丁目地内で発生した道路冠水・浸水被害について、原因のほうを調査いたしました。16時3分に、内水位高発生。こちらのほう、ポンプ場への待機水位ということになります。操作員を現場配備指示、その後、4時30分に3台のポンプを順次運転開始いたしました。操作員の現場配備、ポンプの運転開始につきましても、異常なく対応していたのですが、安長ポンプ場での運転の誤操作、誤

操作というのは、野坂川からの逆流を防止するゲートがあるのですが、本来なら、ポンプが運転したら、それは全閉にしなければならぬのが、全開になっていたということが原因で、内水位が低下せず、周辺道路を冠水させてしまうことになりました。その後、2時間10分後ですけれども、18時40分に、そのゲートの全開の状態に気づき、全閉にいたしました。19時30分に内水が低下し、周辺道路の冠水した水が引き始めた状況でございました。

今回の件につきまして、安長雨水ポンプ場の運転管理者であります鳥取市環境事業公社には、今後、二度とこのような事態が起きることがないように、ポンプ場操作員に対する再教育、運転操作訓練の実施、操作マニュアル及び操作員配置体制の見直し、速やかな報告など、再発防止策を講じるよう指導いたしました。

次に、浸水被害に係る対応と被害件数について説明いたします。南城北町内会長さんに経過を説明し、浸水被害等の取りまとめを依頼させていただきました。その後、会長さんからの報告の取りまとめを受け、市と鳥取市環境事業公社と一緒に戸別訪問を行い、おわび、状況確認、補償等の今後の対応について、現在も説明をしているところでございます。

なお、このたびの浸水被害に係ります個人への補償につきましては、業務委託契約の損害賠償に基づき、鳥取市環境事業公社が負担をいたします。

すみません、資料の3ページを御覧ください。9月1日時点での被害報告件数は20件で、そのうち床下浸水が6件、敷地内への浸水による消毒洗浄希望17件、その他の被害が9件、対応が完了しているのは5件でございます。今後につきましても、まだ被害報告は上がってくると思いますので、市と環境事業公社で、誠意をもって引き続き同様の対応を行ってまいります。報告については以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 では、なしということで、以上で、下水道部を終了します。執行部の皆様は退席お願いいたします。

それでは、次の都市整備部まで、少し時間がありますので、5分間休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前10時56分 再開

【都市整備部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、続いて、都市整備部に入ります。

都市整備部長に挨拶いただいた後、議案の説明に入りたいと思います。岡都市整備部長。

○岡 和弘都市整備部長 都市整備部長の岡でございます。今定例会でも、台風7号の質問を多くの議員さんから受けておることで、今日も早朝から警報が出されて、10時には、琴浦町で短時間雨量90ミリというようなことで、ちょっと外を見ながらびくびくしてますけど、天気の良いサイトを見ると、刻々と予報が変わってきます。今のところ、ちょっとは大丈夫かなと思ってる

ところですが、水道局や下水道部から被災の状況の報告があったと思いますが、都市整備部、まだ箇所数が増えてますので、追加提案のときに、併せて被災状況の報告をさせていただきたいなと思っております。また、来週月曜日からは、早速、台風7号の災害査定に国のほうが来られますので、しっかり対応して、もう年末までずっと査定ということになりますので、一般の事務もしながら、何とか向かっていきたいと考えております。

都市整備部、補正予算や報告事項たくさんありますので、簡潔に説明したいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは、議案の説明に入ります前に、この場の皆様一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にもお願いいたします。

議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは、議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。小森課長。

- 小森毅彦交通政策課長** 交通政策課の小森でございます。議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）、都市整備部の所管に属する部分について御説明申し上げます。皆様にお配りしております、こちらの右肩に赤字で資料1と示しております建設水道委員会説明資料によりまして、説明をさせていただきます。お手元にご覧いただけますでしょうか。

そうしますと、1ページに示しておりますとおり、議案第107号関係、補正予算について説明をさせていただきます。歳入につきましては、歳出の財源がほとんどでございますので、歳出を中心に説明をさせていただきますので、御了承を願います。

では、3ページの上段を御覧ください。都市整備部歳出合計、補正前の額が46億4,580万6,000円、これに対しまして、今回の補正額は8億7,458万4,000円でございます。以降、各担当課より補正予算の概要につきまして説明をさせていただきます。続けて、繰越明許費、債務負担行為の順に説明をさせていただきます。

そうしますと、3ページの中段を御覧いただきたいと思っております。まずは、交通政策課から御説明申し上げます。款総務費、項総務管理費、目交通対策費、生活交通確保対策事業費の住民参画型バス停上屋整備事業補助金でございます。予算書は33ページ、事業別概要は52ページの上段でございます。こちらは、自治会が新設をいたしますバス停上屋の整備費に対する補助金となっております。補正額は100万円でございます。

その下、市町村有償運送事業費でございます。予算書は33ページ、事業別概要は52ページ下段となります。こちらは、青谷地域の路線バス廃止後に運行を開始いたします市有償バスの車両購入費となっております。補正額は2,929万5,000円でございます。以上2事業の補正額は、3,029万5,000円となっております。

1枚はぐっていただきまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。住民参画型バス停

上屋整備事業補助金でございます。こちら、本市は、公共交通の利用促進を目的といたしまして、自治会等が整備・管理をいたしますバス停上屋の整備費に対する支援を行っております。このたび、湖南地区の自治会より、吉岡温泉町の地内にあります湖南学園前のバス停、下りに上屋を新設されるということですので、補助金を交付しようとするものでございます。補正額は100万円でございます、県の市町村創生交付金を活用させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思います。市町村有償運送事業費でございます。こちらは、現在、皆様御承知のように、日ノ丸自動車様が運行しておられます青谷地域の路線バス、こちらが、令和6年3月末をもって廃止されることとなりました。青谷の日置線・勝部線につきましては、令和元年度に策定をいたしました鳥取市生活交通創生ビジョン、こちらにおきまして、今後10年間に減便・廃止の可能性がある路線として明記をされておりました。これを受けまして、地域団体の代表者で構成をいたします協議会を立ち上げまして、協議会と市が一緒になって、路線バス廃止後を見据えた青谷地域の交通の在り方について、令和2年から検討をしております。現在のバスの利用状況を踏まえまして、様々な交通手段の検討ですとか、実際に車両を走らせての実験なども行いながら検討した結果、路線バス廃止後は、市有償バスを導入することといたしまして、必要な車両を新たに購入するものでございます。

購入する車両といたしましては、29人定員のマイクロバス2台と、10人定員のワンボックスカー1台、こちらの3台と、現在運行しております市有償バスの絹見バス、この車両1台の合計4台で、青谷地域全体の生活交通を維持・確保していくこととしております。

補正額は2,929万5,000円でございます、特定財源といたしましては、県の市町村内バス補助金と、それから、過疎対策事業債を活用させていただくというふうに考えております。交通政策課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 都市環境課、徳田でございます。引き続きまして、資料の1の6ページを御覧ください。都市環境課の一般会計補正分について御説明いたします。上からですが、予算書は47ページ、事業別概要は53ページ上段でございます。土木費、河川費、河川総務費の治水対策事業費でございます。補正額は10万円、うち、特定財源としまして、緊急自然災害防止対策事業債を充当するものでございます。

次、中段でございますが、小規模急傾斜地崩壊対策事業費でございます。こちらの補正額2,550万、うち特定財源としまして、県補助を充当し、計上するものでございます。

次に、中段下側でございます。災害復旧費、災害復旧費の公共土木災害復旧費の現年発生災害復旧費、補助災害復旧費（都市環境課）分でございます。補正額1,543万7,000円、うち特定財源として、国庫補助災害復旧費733万7,000円を充当し、計上させていただくものです。

下段となりますが、同じく予算書は49ページ、事業別概要は54ページ下段でございます。単独災害復旧費（都市環境課）分でございます。補正額7,060万円、うち特定財源として単独災害復旧事業債、こちらを5,970万円を充当し、計上させていただくものでございます。

都市環境課の補正額は1億1,163万7千円でございます。

次に、資料1の7ページを御覧ください。治水対策事業費でございます。こちら、青谷地区の内水対策事業でございます。事業内容といたしまして、青谷町青谷では、大雨時に家屋への浸水害が度々発生しており、令和2年度に、対策検討業務委託を行ったところでございます。このうち、この区域の中の滝坂川改修工事におきましては、計画沿線の私有地が必要になります。これを、令和6年に買収する予定でありましたが、一部の土地において、地権者のほうから早期に売却をしたいという意向がありましたので、当該土地に係る公有財産購入費を計上するものでございます。

資料の右上のほうに、赤で先行買収地、Aイコール29.61平方メートルというふうに表示しておりますが、こちらを買収するものでございます。補正額は10万円を計上するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。小規模急傾斜地崩壊対策事業費、青谷町青谷夏泊地区でございます。こちらは、令和5年7月13日の大雨により崩落し、夏泊地区の急傾斜地において、対策事業を実施するものでございます。当該急傾斜地においては、既に斜面が、延長40メートル、高さ約10メートルにわたりまして、既に崩落をしており、非常に危険な状態であります。早急に対応が必要であるため、補正計上するものでございます。なお、鳥取県のほうとの協力の下、県のほうが9月議会におきまして、県補助分を補正計上していただけるということで、市のほうとしましても、災害対応に類似したような形で、早期対応をするということから、このたび、早急に対応するため、測量設計調査費を補正計上するものでございます。補正額は、2,550万円を計上するものです。

次に、9ページを御覧ください。こちら、令和5年7月13日からの大雨により被災した猪子川について、公共土木災害復旧、補助復旧事業、こちらによりまして、延長約16メートル被災したため、測量設計費及び工事費を計上するものでございます。大体、今計画してまますが、ブロック積み面積、約49平方メートル、仮設道、約67メートル、主に、これに水替え工等が入ります。

また同じ9ページの中でございますが、7月13日の大雨により被災した河川施設、鳥取市祢宜谷地内の普通河川砂田川ほか2か所、こちらは、砂田川・大路川・猪子川の普通河川分についてでございます。こちら、測量設計費及び工事費を、また、大路川で、ほかに17河川ございますが、堆積土砂や、それから流出木の撤去などを、公共土木災害の単独災害事業により、行うものでございます。この普通河川砂田川を含む3か所につきましては、公共土木補助災害に規定されている護岸高1メートルに達していないことから、補助採択となりませんので、単独災害で復旧するものでございます。このため、施工区間において、令和5年9月補正において、測量設計費及び工事費を計上するものでございます。

補正額、補助災害が1,543万7,000円、単独災害が7,060万円を計上するものです。よって、補正額9億1,504万3,000円に対して、補正額1億1,163万7,000円、補正後の額10億2,668万円でございます。都市環境課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。10ページを御覧ください。目道路維持費、細目

道路管理費、予算書は45ページ、事業別概要書は55ページ上段となります。補正額2,564万2,000円を計上させていただいております。その他財源1,201万7,000円は、県からの歳入となります。これは、鳥取駅南口の照度の低下が顕著な道路照明をLED化に変更し、駅南口を明るくし、安全の確保とイメージアップを図る費用と、また、7月豪雨及び台風7号により流出した土砂の撤去を、秋の一斉清掃で処分を行えるように運搬費等を増額するとともに、国庫補助2件において、補助金返還金を計上させていただいております。

続きまして、目道路維持費、細目一般道補修費、事業別概要書は55ページ下段となります。補正額1,000万円を計上させていただいております。これは、市道海蔵寺祢宜谷線災害復旧工事、これ、地滑り工事になります、に併せて、安全な交通を確保するため、災害箇所の前道路の拡幅を行うものでございます。

引き続きまして、目道路維持費、細目除雪関係費、事業別概要書は56ページの上段となります。補正額3億2,828万4,000円を計上させていただいております。これは、今期の除雪に係る費用でございます。

続きまして、目公共土木災害復旧費、細目現年発生災害復旧費、細々目補助災害復旧費、予算書は49ページ、事業別概要書は56ページの下段となります。補正額3億74万8,000円を計上させていただいております。被災箇所は11か所で、令和3年度7月の梅雨前線、8月の秋雨前線で被災した道路災害、これ、地滑りの2件となります、の復旧費と、令和5年7月13日の大雨で被災した道路災害の復旧費となります。

続きまして、公共土木災害復旧費、細目現年発生災害復旧費、細々目単独災害復旧費、予算書は49ページ、事業別概要書は57ページ上段となります。補正額6,058万円を計上させていただいております。被災箇所65か所で、令和5年7月13日の大雨で被災した道路の災害復旧費となります。

道路課、補正額合計7億2,525万4,000円、補正後の額24億4,415万2,000円でございます。

それでは、詳しく説明させていただきます。11ページを御覧ください。老朽した道路照明の灯具を6基、駅北と同様に、しゃんしゃん傘のLED灯に取り換える費用となっております。これにより、歩行者の安全な通行を確保するとともに、駅南口周辺のイメージアップにもつながると考えております。また、コロナウイルス第5類移行に伴い、一斉清掃を中止していた町内会の活動が、5類となったので再開し、清掃ごみの改修がかなり増えております。また、7月豪雨、台風7号により流出した土砂撤去の処分をできるように、秋の一斉清掃で土砂撤去ができるように、その費用も増額しております。

12ページを御覧ください。国庫補助金返還の案件、2件となります。1件目は、旧市道美術館通りの用地費に係る補助金返還となります。ページの左側を御覧ください。旧市道美術館通りは、6月議会の承認を得て、市道を廃止したところでございます。このたび、当該道路を、県が多目的広場・遊歩道のアクセス道として整備し、管理することが決まり、公の道路としての機能が喪失したため、道路整備事業により実施したもののうち、用地費に限り、返還対象となることから、当時の補助金対象額である1,201万6,407円を、補助金返還額として計上する

ものでございます。

2件目として、平成28年度の豪雨で被災した市道双六原細見線において、復旧工事を行うのに当たり、残土処分について、近くの民間の処分場があるにもかかわらず、河原町三谷地内の県の建設技術センターが管理する処分場に運搬したことから、令和4年6月の会計検査において、運搬費が課題であるとの指摘を受け、差額分の返還が必要となっております。返還額は455万2,520円となります。これらを計上させていただいております。

13ページを御覧ください。これは、市道海蔵寺祢宜谷線道路災害復旧工事に併せて、すれ違いが可能となるように道路拡幅を行うものでございます。現況の幅員が4メートルの道路ですけど、拡幅して5メートルにするものでございます。

14ページを御覧ください。これは、今期の除雪について、必要な点検・待機などを含む除雪作業の業者への委託料、導入しているGPS端末の通信料及び除雪車の修繕費及びリース代、燃料費、赤白ボールの需用費等を補正するものでございます。この夏が猛暑であったため、冬が逆に温度が下がる可能性もあるため、今期もしっかり、冬季の交通確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

15ページを御覧ください。これは、令和3年度7月の梅雨前線、8月の秋雨前線で被災した道路と、令和5年7月13日の大雨で被災した道路災害の復旧費でございます。内訳は、補助災害復旧費と単独災害復旧費で、被災した箇所の工事費委託料となります。財源は、国庫補助と公共土木災害復旧費となります。災害箇所は、補助災害が11か所のうち、地滑りの箇所が2か所、単独災害が65か所となります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課の森田でございます。建築住宅課の補正について説明いたします。資料1の16ページを御覧ください。予算書は32ページ、事業別概要書は57ページ下段です。定期借地権付土地分譲事業費です。費目は、款総務費、項総務管理費、目財産管理費です。青谷町望町団地定期借地分譲の見込み件数増による土地購入費の追加2区画分を計上するものです。補正額は739万8,000円です。内訳として、その他財源は財産収入、土地の貸付料です。

詳細については、17ページを御覧ください。青谷町望町団地において、当初予算では1区画分の土地購入費を計上していましたが、新たに2件の申込みがあり、追加2区画分の土地の購入費です。対象になりますのは、資料の中ほど、紫色の四角で囲った部分ですけど、補正内容の④の26号区画と、⑤の32号区画になります。右の配置図では、青い四角で囲った区画になります。補正額は739万8,000円で、その他財源の土地貸付料は15万8,000円です。なお、追加2区画分の分譲については、10月に借主と定期借地契約をする予定になっています。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 都市環境課、徳田でございます。申し訳ございません。繰越しの説明をする前に、訂正をお願いいたします。先ほどの、資料1の9ページを御覧いただきたいと思っております。補助災害で、猪子川をブロック積みと誤って説明をしておりましたが、正しくはこち

らの資料のとおり、練り石積みでございます。それが1点の訂正と、もう1点は、資料のところの練り石積みの横に、アルファベットのLと書いてございますが、正しくはアルファベットのA、面積のAでございます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、続いて、繰越明許について説明させていただきます。よろしいでしょうか。資料1の18ページを御覧ください。都市環境課及び道路課の2課4事業について、予算書は56～59ページで、繰越明許費、都市整備部合計1億5,500万円でございます。以降、都市環境課と道路課で順次説明をいたします。

まず、都市環境課から御説明をいたします。治水対策事業費でございます。繰越額2,760万円を計上させていただくものでございます。

都市環境課の繰越合計額は2,760万円でございます。

次に、資料1の19ページを御覧ください。治水対策事業費、糸谷川浸水対策工事でございます。国府町糸谷地内の糸谷川浸水対策工事で、河川工事に必要な用地について、地権者からの寄附を受けることとなり、所有権の移転登記に際し、抵当権の抹消の登記を工事までに行っていただく予定にしておりましたが、その手続に日数を要したことから、適正工期を確保するため、繰越明許を計上するものでございます。

令和5年度予算額1億7,827万4,000円のうち、繰越額2,760万円でございます。都市環境課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。繰越明許について説明させていただきます。18ページを御覧ください。一般道補修費、翌年度繰越額800万円、防災・安全交付金事業費、翌年度繰越額6,033万1,000円、補正予算書のほうは57ページとなります。

続きまして、補助災害復旧事業費、翌年度繰越額2億2,817万5,000円を計上しております。予算書は59ページとなります。

道路課の翌年度繰越額2億9,650万6,000円です。詳しく説明させていただきます。

20ページを御覧ください。これは、先ほど説明した市道海蔵寺祢宜谷線の道路拡幅となります。災害と一体に工事を行う工事であり、適正工期を確保するためでございます。

続きまして、21ページを御覧ください。防災・安全交付金事業費、市道谷川線道路改良工事となります。これは、今現在、災害が多い地域で、今後降雪等があるので、適正工期を確保するために繰越しを行うものでございます。

続きまして、22ページを御覧ください。補助災害復旧事業費で、覚寺湯山線など8路線の災害復旧事業費となります。繰越理由は、同じく適正工期を確保するものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 そうしますと、続きまして、債務負担行為の概要について御説明を申し上げます。資料23ページを御覧ください。事業名ですけれども、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託をする鳥取市営鳥取駅高架下第1自転車駐車場施設及び第2自転車駐車場施設の管理運営費でございます。指定管理料の限度額でございますが、3,344万3,000円ござい

まして、指定管理期間は、令和6年度～令和10年度までの5年間となっております。

事業の目的と内容につきましては、指定管理者制度に基づきます指定管理者に、鳥取市営第1・第2自転車駐車場施設の維持管理運営業務を委託するものでございまして、これによりまして、民間事業者の創意と工夫を生かし、施設の利便性の向上と質の高いサービスの提供を行うものでございます。

現在の指定管理者ですけれども、公益社団法人鳥取市シルバー人材センターでございまして、本年度までの指定管理料、それから債務負担額はございませんが、近年、少子化・人口減少の進展等の影響によりまして、利用者の減少とともに利用料金収入が大幅に減少いたしました。歳出につきましても、最低賃金の引上げによりまして人件費の上昇ですとか、光熱水費の増額などによりまして、利用料金収入だけでは運営が困難な状況となりましたので、令和6年度から、指定管理料を導入するものでございます。

本議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールにつきましては、資料に記載のとおりでございます。交通政策課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 都市環境課、徳田でございます。債務負担行為について、都市環境課分の説明をさせていただきます。引き続き、資料1の24ページを御覧ください。予算書は62ページでございます。事業名、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市安蔵公園及び鳥取市安蔵森林公園の管理運営費でございます。本件は、効率的・効果的な維持管理運営が図れるため、林務水産課と都市環境課で、セットで募集しております。

まずは、全体概要のほうを御説明いたします。限度額1億1,179万5,000円、期間は令和6年度～令和10年度、予算財源は一般財源でございます。

事業の目的は、地方自治法第244条の2第3項、鳥取市安蔵公園の設置及び管理に関する条例、鳥取市安蔵森林公園の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた鳥取市安蔵森林公園の運営における質的向上と効率化を図るものでございます。

次に、資料1の25ページを御覧ください。この指定管理のうち、都市環境課分として所管するものでございます。このうち、都市環境課としましては、安蔵公園の債務負担として抜粋をしております。限度額は、先ほどの金額の内訳の中のうち、4,967万5,000円でございます。

事業内容につきましては、鳥取市安蔵公園の管理・運営・スポーツ事業に関する業務でございます。

これまでの取組といたしましては、今の資料に記載しているとおりでございます。なお、現指定管理者につきましては、有限会社ティーティーエモーションズという会社で、今運営を行っています。

次に、資料1の26ページを御覧ください。事業名、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市都市公園、千代水スポーツ広場、津ノ井スポーツ広場、鳥取市営美保球場の管理運営費でございます。限度額は5億7,088万円、期間は令和6年度～令和10年度でございます。

す。予算財源は一般財源でございます。

事業の目的は、地方自治法の244条の2第3項、鳥取市都市公園条例及び鳥取市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例、鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図るものでございます。

事業内容としましては、鳥取市の都市公園、それから千代水スポーツ広場、津ノ井スポーツ広場及び鳥取市営美保球場の管理・運営・スポーツ運営に関する業務でございます。こちらにつきましては、指名となりますが、公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会が指定管理を現在行っております。

なお、これまでの取組と今後の取組につきましては、今の資料の記載のとおりでございます。

次に、資料1の27ページを御覧ください。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する重箱緑地の管理運営費でございます。限度額4,331万5,000円、期間は令和6年度～令和10年度でございます。予算財源は一般財源でございます。

事業の目的は、地方自治法第244条の2第3項、鳥取市都市公園条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図るものでございます。

こちらは、重箱緑地の管理と運営に関する業務の事業内容でございます。なお、これまで指定管理者としましては、株式会社グリーン企画浜本が行っております。こちらについては公募で行います。

これまでの取組と今後の取組については、記載のとおりでございます。

次に、資料1の28ページを御覧ください。事業名、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鹿野町温泉公園、鹿野町越路ヶ丘公園、青谷町空浜公園、気高町北浜公園、気高町浜村砂丘公園の管理運営費でございます。限度額3,298万5,000円、期間は令和6年度～令和10年度、予算財源は一般財源でございます。

事業の目的は、鳥取市都市公園条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図るものでございます。

事業内容としましては、鹿野町温泉公園、鹿野町越路ヶ丘公園、青谷町空浜公園、気高町北浜公園、気高町浜村砂丘公園の管理・運営に関する業務でございます。事業者は、有限会社片山庭園が担っております。こちらにも公募で募集することとなります。

これまでの取組と今後の取組につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、29ページを御覧ください。事業名、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する湖山池公園の管理運営費でございます。限度額1億7,044万5,000円、期間は令和6年度～令和10年度、予算財源は一般財源でございます。

事業の目的は、鳥取市都市公園条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に

関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図るものでございます。

事業内容といたしましては、湖山池公園、青島キャンプ場、湖山池情報プラザの管理・運営に関する業務でございます。現在の指定管理者は、株式会社鳥取グリーンが行っております。

これまでの取組と今後の取組につきましては、記載のとおりでございます。

次に、30ページを御覧ください。事業名、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市用瀬町運動公園の管理運営費でございます。限度額は1億2,693万円、期間としましては令和6年度～令和10年度、予算財源は一般財源でございます。

事業の目的は、鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図るものでございます。

事業内容としましては、鳥取市用瀬町運動公園の管理・運営・スポーツ事業に関する業務でございます。現在の指定管理者は、株式会社よろずやが行っております。

これまでの取組と今後の取組につきましては、資料に記載のとおりでございます。

引き続き、31ページを御覧ください。事業名、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市営サッカー場バードスタジアム及び千代川倉田緑地の管理運営費でございます。

本件は、効率的・効果的な維持管理の運営が図れるため、教育委員会の生涯学習・スポーツ課と都市環境課がセットで募集を行うものでございます。

全体の概要を御説明いたします。限度額を2億7,501万8,000円、期間、令和6年度～令和10年度、予算財源は一般財源でございます。

事業の目的は、鳥取市営サッカー場バードスタジアム及び千代川倉田緑地に指定管理制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた運営により、サービス向上及び効率化を図るものでございます。

めくっていただきまして、資料32ページを御覧ください。この中に属する都市環境課分でございます。こちらにつきましては、千代川倉田緑地に係る債務負担行為を抜粋しております。限度額としまして、3,260万5,000円でございます。現在の指定管理者は、一般財団法人鳥取県サッカー協会が行っております。

事業内容としましては、千代川倉田緑地の管理・運営・スポーツ事業に関する業務でございます。

これまでの取組と今後の取組につきましては、記載のとおりでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、なしということで。

議案第124号財産の取得について（説明）

- ◆**勝田鮮二委員長** 次に、議案第124号財産の取得について説明をお願いします。小森課長。
- 小森毅彦交通政策課長** 交通政策課の小森です。議案第124号財産の取得について御説明申し上げます。資料は33ページを御覧ください。

こちらは、条例に基づきまして、議会の議決に付すべき2,000万円以上の財産を取得しようとするものでございます。取得財産といたしましては、今年度6月補正に関連予算を計上させていただきましたが、100円循環バスくる梨の車両1台を購入するものでございます。

本年8月に入札を実施しました結果、消費税を含む取得金額は2,332万円でございます、取得の相手方は、株式会社日ノ丸総本社でございます。

議決をいただきました後は、直ちに取得の相手方と本契約を締結いたしまして、来年2月末の納車を目指してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

- ◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**勝田鮮二委員長** なしということで。

議案第126号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

- ◆**勝田鮮二委員長** 次に、議案第126号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。田村課長。
- 田村 温次長兼道路課長** 道路課、田村でございます。34ページを御覧ください。

目公共土木災害復旧費、細目現年発生災害復旧費、細々目単独災害復旧費（道路課）、予算書は15ページ、8月専決補正予算、事業別概要書は11ページ上段となります。補正額6,174万円を計上させていただいております。被災路線数は24路線で、早期に通行を確保するため、台風7号により被災した道路災害の応急復旧費となっております。

道路課補正額6,174万円、補正後の額17億1,889万8,000円、都市整備部補正額6,174万円、補正後の額46億4,580万6,000円です。

詳しく説明させていただきます。35ページを御覧ください。令和5年度8月15日～16日にかけて、台風7号により被災した市道上原猪子線など24路線の土砂撤去、大型土のう設置、ブルーシートの敷設などの応急災害復旧費となります。現在は、鳥取北部は、土砂撤去のほうは完了しており、ブルーシートの敷設の必要な箇所については、完了しております。また、安蔵の河内と国府のちょうど一番奥になりますけど、上土地のところなんですけど、ここについては、今現在、大型土のうのほうを設置中でございます。南部については、土砂撤去のほうは完了しており、現在大型土のうを設置中でございます。その後、ブルーシートのほうは設置していきたいと考えております。以上でございます。

- ◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしということでございます。

報告第17号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続きまして、報告に入ります。まず、報告第17号専決処分事項の報告についてを説明ください。田村課長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。資料は36ページ、付議案は63ページ～64ページを御覧ください。これは、令和3年度12月議会で報告させていただいた事故でございます。

内容は、令和3年11月6日の午後5時45分頃、鳥取市湖山町北2丁目地内の市道大学駅前線の歩道において発生したものでございます。事故概要といたしましては、青谷町在住の女性が、息子の家に訪問される途中、街路樹の切り株と根上がりしている周辺のブロックの段差につまずき、転倒し、右手を負傷されたものでございます。

和解の内容は、鳥取市側の過失を3割とし、損害賠償額21万4,109円を支払うものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 補償されて解決になるんですけど、この原因である植樹ます及び切り株等の処置というのは、どのようにされる予定なんですか、再び同じようなことが起きかねんのですけども。

◆勝田鮮二委員長 田村課長。

○田村 温次長兼道路課長 この当時は、応急的にまず囲って安全確保をして、今現在は、もう全部取って、平らにさせていただいております。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 平らということは、この写真でいくと、インターロッキングのブロックも、同じようにして、面一になつとるといいますか。

◆勝田鮮二委員長 田村課長。

○田村 温次長兼道路課長 はい。そのとおりでございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

報告第18号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 次に、報告第18号専決処分事項の報告についてを説明ください。田村課長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。資料の37ページを御覧ください。付議

案は 65 ページ～66 ページとなります。これは、令和5年6月議会で報告させていただいた車両物損事故でございます。相手側と示談書を締結しましたので、報告するものでございます。

内容は、令和5年5月1日の午前8時50分頃、鳥取市商栄町地内の市道商栄2号線において発生したもので、事故概要といたしましては、普通車が当該道路を南から北へ走行中、対向車を避けようと、車道左側に寄ったところ、グレーチングが跳ね上がり、車両の底部にあるガソリンタンク等を破損したものでございます。

和解内容は、鳥取市側の過失を10割とし、損害賠償額21万8,295円を支払うものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

報告第19号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 次に、議案第19号専決処分事項の報告についてを説明ください。徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 都市環境課、徳田でございます。資料38ページを御覧ください。報告第19号、付議案67ページでございます。こちらは、袋川緑地内で発生した転落事故についての御報告いたします。

本件は、令和5年6月21日の建設水道委員会において御報告いたしました、材木町において、令和5年4月27日に、80歳代の女性の方が、緑地内で休憩していて、防護柵にもたれていたところ、一部が外れまして、河川敷に転落し、頭部及び左手を負傷したものでございます。

損害賠償についてですが、本市の過失割合を10割と認め、市は相手方に対し、金1万6,090円の支払い義務があることを認め、これを支払ったものでございます。

御本人の経過観察期間においても、特に異常が見られなかったため、相手方と示談が成立したので御報告いたします。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。結局これ、今でも定期点検は大体されとるんですよね。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 おっしゃっていただいたとおりで、あれから、全部蓋をはぐって、中身を全て点検した上で、今、大体月に1回～2回程度で、さらに入念な点検をするように行っております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

（仮称）鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、引き続きまして、その他報告として、（仮称）鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例についてを説明ください。牧野次長。

○**牧野隆史次長兼都市企画課長** 都市企画課、牧野でございます。よろしくお願いたします。それでは、（仮称）鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例について御説明します。引き続き、資料1の39ページを御覧ください。今年5月26日に、国は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制を行う、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称、盛土規制法と呼ばれておりますが、こちらの法律を施行されました。県では、本市を含め、県内全域を対象とした、現行の鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例につきまして、盛土の規制を法による規制に一元化して、現行条例の規制水準を維持するように改正し、法が規制しない斜面地の工作物の設置、建設発生土の搬出は、引き続き条例で規制することとされました。

このことを踏まえまして、中核市として事務を執行することになります本市におきましては、県内におけます、従前の規制水準を維持しまして、土砂災害の防止を図るため、県条例と同一水準の規制水準を規定します、仮称、鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例を制定し、良好な自然環境の保全及び市民生活の安全及び安心を確保しようとするものでございます。

中ほどに書いてございます、条例制定のスケジュールでございます。10月にパブリックコメントを実施し、12月議会で議決された場合、来年1月の施行を予定しているというところでございます。

はぐっていただいて、40ページを御覧ください。条例案によります、法に対する上乗せ規制基準と、法が規制しない事項について、県条例と同一水準による規制の概要を説明します。1つ目といたしまして、一定規模以上の盛土等を行う行為について、法の許可対象となる面積要件である3,000平方メートル超を、2,000平方メートル超に引き下げます。2番目として、斜面地に一定規模以上の工作物を設置する行為について、法が規制対象としていない、太陽光発電施設や風力発電施設の設置などの規制を行うこととしております。3番目といたしまして、一定規模以上の建設発生土の搬出について、土量が500立米以上の建設発生土の搬出を行う場合は、事前に市長の許可を必要とするとしております。4番目につきましては、罰則規定について、無許可で特定事業を行った者等に対し、2年以下の懲役または100万円以下の罰金を科すなどを規定するものでございます。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。太田委員。

◆**太田 縁委員** 今、御説明がありました、3番目の500立米以上の建設発生土の搬出を行う場合は市長の許可を得るとありますけれども、これはこういった項目、あるいは許可、どのように許可を出していくのかお示してください。

◆**勝田鮮二委員長** 牧野次長。

○**牧野隆史次長兼都市企画課長** 工事等に伴います建設発生土について、大規模に動かす場合、その工事現場から残土処分場とかに動かすこととなりますので、それについても規制の対象とさせていただくということしております。

手続的には、規則で定めた様式とかがあってというのは、まだ整理はされてませんが、そういった

もので申請していただきというところなんです。申請者からの申請をもって、うちのほうで確認させていただくというような手続を踏むことにしております。よろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 申請者からの届出のみということは、鳥取市としての、いわゆるチェック、そういうものは、チェック条例とかは必要ないってことですか。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 ガイドラインとかをこれから整理させていただきまして、そちらのほうの基準なりというのを満足しているかどうかは、現地、あるいは書類とかで確認するようにはさせていただくようにしております。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 例えば景観法、景観条例の場合、届出、その鳥取市の条例を超える場合は届出制度がありますけれども、あくまでも配慮条例となっております。ですから、鳥取市のチェックが緩ければ、そのまま届出を出すという行為、手続だけで行われていく、許可を得られるという現状があるわけですが、この場合は、景観法も法なんですけれども、この場合の法に対する条例、どこまで、その規制力が発揮できるのか、その辺りをもう少し御説明ください。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 まず、法の許可を受けた事業区域であるかどうか、あと、法による許可不要の区域であるかどうか。採石法だとか砂利採取法とか、その他の法令で、許可不要というところであれば、そういったところはこの法律の対象外になりますが、すみません。また調べさせていただいて、後ほどお答えさせていただくことでよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。太田委員。

◆太田 縁委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますでしょうか。吉田委員。

◆吉田博幸委員 この罰則規定なんですけども、これは妥当な罰則なんだろうか。何ぞの、県とか何とかに倣ってとかっちゃうなことがありますか。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 こちらのほう、鳥取県の条例のほうにも規定されているということで、条例で定められた罰則の範囲内ということで定めさせていただいております。

◆勝田鮮二委員長 吉田委員。

◆吉田博幸委員 県、緩いじゃないか。いろいろ大きな事故も起きておりますのに、こういうことでええんだろうかと思って、ちょっと疑問に思ったもんですから。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野です。法令のほうで罰則定めている分につきましては、条例より厳しい罰則は設けられております。罰金にしても、懲役にしてもですね、法律のほうの方が厳しいというところがございますので、法律で規定されていないその斜面地での一部の特定工作物の設置についての罰則ということになります。

◆吉田博幸委員 はい。分かりました。ありがとうございました。

- ◆勝田鮮二委員長 その他、そのほかございますか。
（「発言よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）
- ◆勝田鮮二委員長 はい。委員の皆さんはどうでしょうか。いいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
- ◆勝田鮮二委員長 じゃあ、委員の皆様、一応了解ということのようでございますので、どうぞ。
- ◆金田靖典議員 ありがとうございます。議員の金田です。1つ、まず聞きたいのが、3番目の一定規模以上の建設発生土の搬出して書いてあるんですけども、ここに、土量 500 平米以上と書いてある、これ、立米でないのかと思うんですけども。
- ◆勝田鮮二委員長 牧野次長。
- 牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課の牧野です。すみません、おっしゃるとおり、立米、立法メートルというところに訂正させてください。失礼いたしました。
- ◆金田靖典議員 はい。ありがとうございます。続けて、よろしいでしょうか。
- ◆勝田鮮二委員長 はい、どうぞ。
- ◆金田靖典議員 1番目の一定規模以上の盛土の行為っていうことになってますけども、これは1か所当たりでしょうか、それとも、1事業に対する3,000平米を超えるものが2,000平米になるのか教えてください。
- ◆勝田鮮二委員長 牧野次長。
- 牧野隆史次長兼都市企画課長 すみません、今確認中ですので、もうしばらくお待ちください。
- ◆金田靖典議員 じゃあ、続けまして、待つとる間にもう一問、金田ですけども。よろしいでしょうか。
- ◆勝田鮮二委員長 はい。
- ◆金田靖典議員 右図に、条例により、許可対象となる行為っていうところに、一定規模以上で、同じように図式があるんですけども、この面積2,000平米以上かつ高さ1メートル以上というのが、または、高さ5メートル以上しかないんですけども、これは規模ですから、2,000平米以上かつ高さ1メートルってことになると、規模的には2,000立米になるわけですけども、高さ5メートル以上って場合には、この2,000立米が適用されて、40平米以上、高さ5メートルとなるんでしょうか。それとも、この1メートルが、ただ単に5メートルってことなんですか、お尋ねいたします。
- ◆勝田鮮二委員長 牧野次長。
- 牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野です。これは、高さ5メートル以上だけで、面積は関係ないというところでございます。
- ◆勝田鮮二委員長 はい、どうぞ。
- ◆金田靖典議員 引き続きまして、この5メートルってというのは、切った上の高さですか、それとも盛土の下の高さをいうんですか。これは、どこからどこまでの高さのことを、1メートルとか5メートルっていう表現になっているのか教えてください。
- ◆勝田鮮二委員長 牧野次長。
- 牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野です。基盤からの高さということで考えてお

ります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 どうぞ。

◆金田靖典議員 じゃあ、上下っていうことで、よろしいですかね。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 そのとおりでございます。

◆金田靖典議員 よろしいでしょうか。最後です。先ほどの回答が残ってる、1事業に対してなのか、1か所当たりなのか、また、次の委員会で結構ですので、回答のほうをよろしく願いいたします。発言ありがとうございました。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野です。今調べたところ、1事業当たり、許可申請ということなので、1事業でカウントということになります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 関連でしょうか。

◆金田靖典議員 もちろん、関連。

◆勝田鮮二委員長 どうぞ。

◆金田靖典議員 ということは、分散されても、1事業として提案された場合には、それが総量として規定されるということで、よろしいですかね。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野です。そう解釈しております。以上です。

◆金田靖典議員 金田です。ありがとうございました。発言許可もありがとうございました。どうも失礼しました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしということで。

気高循環バスにおける事故の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 次に、気高循環バスにおける事故の報告についてを説明ください。小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 交通政策課の小森です。資料41ページを御覧ください。気高町・鹿野町地域を運行しております市有償バス、気高循環バスにおきまして事故が発生いたしましたので、報告をさせていただきます。

事故は、本年7月の20日午後4時50分頃、JR宝木駅前の横断歩道付近で発生をいたしました。運行事業者は、株式会社翼運輸でございます。気高循環バスが、時速25キロメートル前後で現場付近を走行中に、脇道から自転車で進入してきました小学生と接触をいたしました。

相手方ですけれども、気高町宝木在住の9歳男性でございまして、バスとの接触で転倒いたしました。すぐに起き上がって、そのまま友達と遊びに行かれたということでございます。その後、相手方を特定いたしまして、御自宅を訪問して、謝罪をいたしますとともに、保護者に、医療機関への受診をお願いをいたしました。後日、受診結果を伺いましたところ、首・右肩・右膝、こちらの打撲との診断でございまして、骨には異常はないということでございまし

た。現在、月2回～3回の通院をされておるところでございます。自転車の損傷もございまして、こちらは、翼運輸が加入しております保険で、既に修理済みとなっておりますし、バス車両にも擦り傷がありましたけども、こちらも修理は完了しております。事故当時、車内に1人乗客がございましたが、けが等はございませんでした。

今後の対応といたしましては、相手方の保護者と適時連絡を取らせていただきまして、相手方の回復状況を見守りながら、適切に対応してまいります。相手方への損害賠償につきましては、翼運輸が自社で加入しております保険によりまして対応することといたしております。

翼運輸といたしましても、横断歩道付近で減速運行はしてはしておりますが、とはいいまして、いつでも停止できる速度ではなかったということを重く受け止められておられまして、社内で緊急安全会議を開かれまして、ちょうど時期が夏休み前ということでございましたので、これから子供たちの活動も活発になるという時期でございましたので、特に脇道からの飛び出し、それから、横断歩道通過の際は注意するようにと、重点的に指導されまして、現在も安全運転に心がけて運行を継続されておられます。相手方の近況を伺いましたが、まだ首に少し痛みが残っておられるということでございましたが、通常どおり生活をされておられまして、学校にも元気に登校しておられるということでございました。報告は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。足立委員。

◆足立考史委員 足立です。報告の内容ですけども、ここに警察の届出の報告がありませんが、そのところはちゃんと報告っていうか、事故処理をされたのか、どういう交通違反になったのか、その辺のところ教えてください。

◆勝田鮮二委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 交通政策課、小森です。警察のほうには、事故当日報告をいたしまして、実況見分も受けております。相手方のほうからは、まだ被害届は出されておらずで、その実況見分を踏まえまして、警察のほうからは、横断歩道を通過する際は、いつでも止まれるようにという御指導をいただいております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 足立委員。

◆足立考史委員 横断歩道ということなので、これ、普通我々でしたら、人身事故扱いになると思うんですけど、何の処罰もなかったのかというところは、分かれば教えてください。

◆勝田鮮二委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 交通政策課、小森でございます。先ほども説明をいたしましたけども、まだ、相手方のほうからは被害届が出ていないということで、まだ過失等については認められてないということでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 ないようですので、12時は過ぎてますが、このまま続けます。

「鳥取駅周辺リ・デザイン会議」の設立について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 次に、鳥取駅周辺リ・デザイン会議の設立についてを説明ください。筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課の筒井です。本年6月定例会で補正予算を可決いただきました、鳥取駅周辺再整備に関する官民連携検討組織、鳥取駅周辺リ・デザイン会議を、8月21日に、第1回会議を開催いたしましたので、その概要と今後のスケジュールを報告させていただきます。資料のほうは42ページでございます。

1番目に、構成メンバーを記載してございますけれども、交通・まちづくりの専門家や、交通事業者・商工団体・まちづくり会社・国や県など、各界の代表者20名で構成をしたところでございます。

2番目の第1回会議の内容でございますけれども、本年5月29日に、内部検討組織、鳥取駅周辺活性化特別部会を立ち上げまして、その特別部会におきまして、鳥取駅周辺の現状と課題の整理、そして、そういった課題を踏まえまして、再整備の方向性についての市の考え方をまとめまして、それを、委員のほうに説明、提案を行いまして、意見交換を行っていただいております。

43ページ、お願いいたします。こちらのほうに、3番目に、鳥取駅周辺に関する市民と利用者ニーズについてまとめてございます。こちらは、令和元年度と令和3年度において実施を行いました調査結果を記載してございますけれども、結果的には、娯楽・宿泊施設でありましたり、文化・芸術・商業施設といった、にぎわい拠点の機能の整備でありますとか、持続可能な利便性の高い交通サービスの提供が求められてるといったような状況でございます。

次に、こうした課題やニーズ等を踏まえまして、再整備の方向についてでございますけれども、一番下の黄色い網かけをしている部分になります。麒麟のまち圏域の交通・交流の中心拠点といたしまして、誰もが安心、快適に利用できる総合交通ターミナルを整備し、魅力的で居心地がよく、歩きたくなる空間づくりを目指していくこととしております。

次のページ、44ページお願いいたします。こちらのほうは、再整備の重要な視点と整備すべき施設・機能の考え方についてまとめてございます。内容については、記載のとおりでございますけれども、特に整備すべき施設・機能の市としての考え方といたしましては、バスターミナル施設を含む交通ターミナルの機能の再編、そして、鳥取の新たな顔となる複合施設やバリアフリーな歩行者空間、そして、若者や子育て世代の憩いの場となる滞留空間、そして、国際対応を含めた総合情報発信拠点、こうした様々な拠点施設を整備を目指していくこととしたところでございます。

次のページ、45ページには、こういった市の考え方をお示しして、各委員からの意見をまとめたものでございます。各委員の皆様方からは、再整備の方向性や災害に強い拠点整備の在り方、そして、にぎわい拠点づくりなどに関しまして、それぞれの専門分野の立場から御発言をいただいたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、次回が10月の27日に開催を予定しておりまして、今回、第1回目の会議の意見を踏まえながら、再整備のビジョンや基本方針について議論を深めていくこととしてございます。そして、第3回目を来年1月に、第4回目を来年3月に開催を

いたしまして、本年度中に、基本計画の原案を取りまとめていくこととしてございます。説明は以上になります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。吉田委員。

◆吉田博幸委員 吉田です。この間もちよつと言ったんだけど、若い者の意見をというようなことで、そういう人選もお願いしますよというようなことを言っただけども、枠は決まっただけか、20人なら20人というのが。ちよつと聞かせて。

◆勝田鮮二委員長 筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課の筒井です。当初の計画では、予算要求時点では10名程度ということで要求はさせていただいたところですが、関係者の皆さんや専門家の皆さんの意見等も伺いながら、今の構成メンバーになったというところでございます。特に、若い人の御意見をということで、一応、まちづくり会社の方が若者代表ということで、特に町なかの、今活性化に努めていただいているという専門的な知識も有されてる方ですので、そういった方にも入っていただくということにさせていただいてますし、特に今回の意見でも、若い方の御意見をいただきながら進めないといけないという御意見もたくさんいただいております。今回の一般質問の答弁でもさせていただきましても、今後、若者と市長との意見交換でありましたり、若者を中心といたしましたアンケート調査等もしっかり取りながら進めていくというような考えでおります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 吉田委員。

◆吉田博幸委員 ありがとうございます。それだし、こんな偉い人がようけ、あんたの意見かいな。もう、中国地方整備局の偉い人や、河川の鳥取のトップがちゃな、こがな人選は、課長さんの裁量で。あり得んような人選がしてあるけども、まあ、透けても見えるけども、ひとつその辺のことをちよつと聞かせて。

◆勝田鮮二委員長 筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課の筒井です。この4月から、こういった市の重要課題として、しっかり取り組んでいくんだというような市長の強い思いもありまして、4月以降ですね、特に、他都市でのこういった取組もしっかり検証をさせていただきながら、どんな構成メンバーで進めていくのが一番ベストなのかというところの視点をもって、内部の検討会も立ち上げまして、そういった幹部のほうからも意見もしっかり聞きながら、構成を考えたという経緯でございます。

特に、今回の大きな事業になりますので、財源の確保というところも大きな課題になってございます。そこは、国のほうの直轄事業でありましたり、そういった国の協力を得ないといけないということから、今回交渉を任されてきてまして、中国地整からも、両部長ですね、道路部長、建政部長様に参画をいただいたということになります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしということで。

旧野坂川で発生した車両破損事故の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 次に、旧野坂川で発生した車両破損事故の報告についてを説明ください。徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 都市環境課、徳田でございます。資料1の46ページを御覧ください。旧野坂川で発生した車両破損事故について御報告いたします。

令和5年8月3日の午後1時から、都市環境課の職員が、鳥取市古海地内の当課が管理してまます旧野坂川の管理道を搭乗型の草刈り機で草刈り作業中、今、写真の下側、左下側ですけども、この赤丸の除草位置から、反対側のアパート側に駐車をされていた軽自動車のリアガラスに、石が跳ね、破損したものでございます。

本市の対応としましては、市の過失を認め、市が加入している保険において損害賠償金を支払う予定でございます。今後、職員が直接作業を行う場合、以前からも再三注意を受けているところでございますけども、肩かけでなく、搭乗型でやってしまったということで、その石が飛んだことすら、ちょっと気がつかなかったというような状況もありますので、今後、必ず複数人で現場のほうの作業を行うように徹底してまいりたいと思います。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。搭乗型っていったら、どういうやつです。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 美保球場の公園・スポーツ施設協会に置いてます、芝刈り機の搭乗型で、四輪のやつなんですけども、それで、実際にちょっと、1人でどうしても距離が長いところを試しにやるということでやった結果が、このようなことを招いてしまったという状況でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。これって、なかなか考えられんのだけど、本当に石が飛んででしようか。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 現場の状況で、仮設の、今の管理道が、もともと碎石を敷いて、その上に草が生えてますので、ちょっと今、草のこの緑の状況で見えてないんですけども、その石がやっぱりどうしてもかんで、巻き込みのときに、どうしても飛んでる状況があって、現場を警察とも一緒に確認したんですけども、やはり、方向と角度と、当たってる位置からすると、もうどうしてもやっぱり石が飛んでるという状況が確認できましたので、市のほうの責任において、このたび、賠償に向かうということでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、なしということで。牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野です。先ほど、鳥取市盛土等に係る斜面の安

全確保に関する条例についてということで、太田委員さんのほうから御質問がありました、建設発生土の手続についてということでございます。そちらのほうで、まず御説明させていただきたいと思います。まず、搬出事業として、発生土の搬出の計画から始まりまして、事前手続といたしまして、搬出事業計画書の作成ということで、施工者のほうが計画をつくれます。その中で、技術基準に係る事項とかということがございますので、そちらのほうを盛り込んでいただいて、適合しているかどうか、そして、許可申請をされて、それを鳥取市のほうで確認させていただき、許可ということになれば、発生土の搬出が始まると。そして、発生土の搬出が完了されたときには、完了の報告ということがございます。この完了の報告をもって、この手続としては一連の流れということになっております。以上でございます。

あと、資料の訂正を1点お願いいたします。今、御説明させていただきました資料1の40ページでございます。上の緑色で着色した帯で、一番右側下段、交通政策課と書いてございます。都市企画課の誤りでございます。訂正して、おわび申し上げます。よろしく申し上げます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** じゃ、そこのところ訂正お願いします。そのほかの委員の方はありません。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、ないということで、以上で建設水道委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後0時24分 閉会

令和5年9月鳥取市議会定例会 建設水道委員会

令和5年9月6日(水) 10:00～
本庁舎7階 第2委員会室

水道局 (10:00～)

1. その他

令和5年台風第7号による水道施設の被災状況について

下水道部 (水道局終了後)

1. その他

令和5年台風7号における下水道部所管の事業に係る被災状況について

都市整備部 (下水道部終了後)

1. 議案(説明)

議案第107号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】

議案第124号 財産の取得について

議案第126号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

2. 報告

報告第17号 専決処分事項の報告について

報告第18号 専決処分事項の報告について

報告第19号 専決処分事項の報告について

3. その他

(仮称)鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例について

気高循環バスにおける事故の報告について

「鳥取駅周辺リ・デザイン会議」の設立について

旧野坂川で発生した車両破損事故の報告について